

改正

平成24年4月1日告示第58号

平成25年4月1日告示第55号

平成28年4月1日告示第87号

令和4年4月22日告示第54号

令和4年5月24日告示第70号

金ケ崎町障害者等日中一時支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、障害者等の日中一時支援事業を実施する事業実施者に対し補助金を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 金ケ崎町に住所を有し（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項に規定する支給決定にかかる居住地を金ケ崎町に有するものをいう。）、次のいずれかに該当する者とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（同条ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、身体障害者本人）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

エ 前各号に該当しないが、療育等の観点から支援が必要と認められる18歳未満の者で町長が特に必要と認めたもの

(2) 日中一時支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア 障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓

練、その他町長が必要と認める一時的な支援を行うこと。

イ 必要に応じ、自宅及び学校等から事業を実施する場所まで及び事業を実施する場所から障害者等の自宅等までの送迎を行うこと。

(3) 事業実施者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第30条に規定する基準該当事業所若しくは当該事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等をいう。

(4) 補助対象障害者 日中一時支援事業を利用する障害者等で、当該事業に要した費用に係る補助金の対象となる者として町長が確認した者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次により事業を実施する事業実施者とする。

(1) 法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令）に準じて諸手続等を行っていること。

(2) その他日中一時支援事業実施者として適切な運営管理を行っていること。

(交付対象者の申請等)

第4 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、障害者等日中一時支援事業実施申請書（様式第1号）に運営規程を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは内容を審査し、障害者等日中一時支援事業実施承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により可否を通知するものとする。

第5 第4の規定により申請した事業実施者で、日中一時支援事業を中止しようとする者は、障害者等日中一時支援事業中止届出書（様式第3号）により町長に届出しなければならない。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、事業実施者が実施する日中一時支援事業を、補助対象障害者が利用した時間に応じ、別表第1に定める額に、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、補助対象障害者のうち重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者等が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設が事業実施者として実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める額に別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。

(補助対象障害者の確認申請)

第7 日中一時支援事業を利用しようとする障害者等で、補助対象障害者の確認を受けようとする者（障害児の場合はその保護者）は、障害者等日中一時支援事業利用に係る補助対象確認申請書

(様式第4号)に世帯全員の市町村民税課税証明書(利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの。)を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が公簿等によって世帯全員の課税状況を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(補助対象障害者の確認)

第8 町長は、第7に規定する申請を受けたときは、本人の身体及び精神の状況、介護者の状況、利用希望時間数及び利用目的等を勘案して日中において監護する者がいない等の理由により見守り等の日中一時支援事業の利用が必要であり、日中一時支援事業の利用により日中活動の場を確保が図られるもの、又は障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるものと認めたときは、補助対象障害者として確認するとともに、次の各号に掲げる事項を認定し、申請者に対して障害者等日中一時支援事業利用に係る補助対象確認通知書(様式第5号)により通知するものとし、認めないときは、申請者にその旨通知するものとする。

(1) 1月当りの補助対象利用上限日数(原則として1月に付き23日。ただし、特段の事情により町長が必要と認める場合にはこの限りではない。)

(2) 補助基準額

(3) 町の補助率

(利用開始)

第9 補助対象の日中一時支援事業は、補助対象障害者(障害児の場合はその保護者)が障害者等日中一時支援事業利用に係る補助対象確認通知書を事業実施者に提示するとともに、利用契約を締結したうえで利用を開始するものとする。

(利用中止)

第10 補助対象の移動支援事業の利用を中止しようとする補助対象障害者等(障害児の場合はその保護者)は、事業実施者との利用契約を解除するとともに、障害者等日中一時支援事業利用中止届出書(様式第6号)に障害者等日中一時支援事業利用に係る補助対象確認通知書を添えて町長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請等)

第11 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(様式第7号)に日中一時支援事業サービス提供実績記録票(様式第8号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12 事業実施者は、補助金の交付の決定があったときは補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに事業実施者に補助金を交付する。

別表第1 (第6関係)

所要時間	補助基準額
1時間以上3時間未満の場合	2,000円
3時間以上6時間未満の場合	4,000円
6時間以上8時間未満の場合	5,000円
8時間以上の場合	6,000円

別表第2 (第6関係)

所要時間	補助基準額
1時間以上3時間未満の場合	4,000円
3時間以上6時間未満の場合	8,000円
6時間以上8時間未満の場合	10,000円
8時間以上の場合	12,000円

別表第3 (第6関係)

補助対象障害者等の世帯状況	補助割合
生活保護世帯	100/100
市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯	100/100
上記以外の世帯	90/100